

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年5月1日（令和5年（行個）諮問第113号）

答申日：令和6年7月3日（令和6年度（行個）答申第48号）

事件名：本人に係る特定番号の労災補償給付審査請求事件に関する文書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の（1）に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）につき、これを保有していないとして不開示とし、別紙の（2）に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」という。）につき、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とし、別紙の（3）に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報3」といい、本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報1を保有していないとして不開示としたこと及び本件対象保有個人情報2を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示としたことは妥当であるが、本件対象保有個人情報3につき、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年1月13日付け和労発基0113第1号により和歌山労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示部分についての開示に対して審査請求（公務員の違法な行為による労災請求決定の取消を求めた事件）

（1）不開示情報に関する判断基準

特に不開示とすべきでない情報に該当（法5条1号ただし書）（原文ママ）

（2）合法的には労働局職員Xの異常な違法行為について開示すべきである。

（3）「参与の意見書」は担当職員が強制的な意思を押しつけ、申請人の意

思に基づかず記載したものである。

医師の意見書は労働局の職員が情報操作するために悪意混入させたものであるが、是非とも犯行捜査上においても、開示すべきものである。

- (4) 「プライバシーに関する調査権」は「公にすることが予定されている情報」で審査官が職務権限を超えて犯行したものであり、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものであり、条文通説どおり情報の性質上公にされるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年10月26日付け（同月31日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が令和5年1月13日付け和労発基0113第1号により原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年1月24日付け（同月30日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条項を追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

ア 本件対象保有個人情報は、審査請求人に係る「特定番号の労災補償給付審査請求事件に係る審査会議資料及び審査資料、参与の意見書、特定保険審査官の本件事件に関わる記載保有書類全て。（以下「本件対象保有個人情報1」という。）及び「プライバシーに関する調査権を示す公的書類」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）である。

イ 処分庁は、本件開示請求について、本件対象保有個人情報1については、法78条各号に該当する情報及び保有していない情報を不開示とし、本件対象保有個人情報2については、保有個人情報に該当しないとして不開示とする部分開示決定を行っている。

(2) 本件対象保有個人情報1について

ア 本件対象保有個人情報1の特定について

本件対象保有個人情報1は、審査請求人による労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号、以下「労災保険法」という。）38条に基づく審査請求に対して、特定労働局労働者災害補償保険審査官が審査を行うに当たり、労災請求に係る調査を行った内容及び特

定個人等から提供された審査請求人に関する情報を収集した資料である。

なお、参与の意見書については、作成しておらず保有していない。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法78条2号該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号7, 10, 13, 16, 17及び19の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、署名、印影、住所等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 法78条5号該当性及び7号柱書き該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号7の不開示部分は、行政機関の使用する情報システムに係る情報である。当該情報は、開示することにより、不正利用を容易にし、当該情報システムにおける事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条5号及び7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(3) 本件対象保有個人情報2について

本件対象保有個人情報2について、「プライバシーに関する調査権」の内容が必ずしも明らかでないものの、本件開示請求の内容から、労災保険給付支給決定等に対する労働者災害補償保険審査官が行う調査等の根拠を指すものと解することが相当であるところ、労働者災害補償保険審査官は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号、以下「労審法」という。）所定の権限により、報告を徴し、又は物件の提出を求めること等ができるものである。したがって、プライバシーに関する調査権の根拠は法令の規定であるところ、これが審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、別表の2のうち「法78条各号該当性」欄に「新たに開示」と記載した情報については、法78条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、その余の情報については、同表中「法78条各号該当性」欄に表示する各号に該当することから、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和5年5月1日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月18日 | 審議 |
| ④ | 令和6年6月13日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報1を保有していないとして不開示とし、本件対象保有個人情報2は法76条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とし、本件対象保有個人情報3の一部を法78条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報1の保有の有無、本件対象保有個人情報2の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性及び本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報1の保有の有無について

諮問庁は、「参与の意見書」について、これを保有していない旨説明する。この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、おおむね以下のとおり説明する。

- (1) 労災保険給付に関する決定に不服がある場合には、その決定を行った労働基準監督署長を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をすることができる（労災保険法38条1項）。また、審査官は、労審法に基づき審査請求事案を取り扱うものである。
- (2) 厚生労働大臣は、都道府県労働局につき、労災保険制度に関し関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各2名を参与として指名し（労審法5条）、参与は審査官に対して事件につき意見を述べることができる（同13条）。
- (3) 本件労災審査請求の審理に当たり、参与の意見は意見書という形ではなく、令和4年特定月日に開催された参与会において口頭にて示されたものであるため、「参与の意見書」は取得しておらず、保有していないものである。

上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。したがって、和歌山労働局において「参与の意見書」を保有しているとは認められない。

3 本件対象保有個人情報2の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報2について、諮問庁は、労審法所定の権限により、報告を徴し、又は物件の提出を求めること等ができるものであることから、法令の規定であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない旨説明する。

当審査会において労審法の規定を確認したところ、同法15条に審理を行うために必要な限度において、審査請求人又は参考人から報告を徴し、文書その他の物件の提出を命じること、鑑定人に鑑定させること等の処分を行うことができる旨規定されている。

当該法令は、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報が記載されているとは認められず、一件書類に写しが含まれている等の事情は認められないことから、その作成又は取得の目的等を考慮しても、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、本件対象保有個人情報2は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

4 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

通番1の不開示維持部分のうち、別表の3欄に掲げる部分は、公共職業安定所長宛照会文書及び回答文書の記載の一部であり、事業所別被保険者台帳照会の結果である。当該部分は、様式又は審査請求人の所属する特定事業場の名称等が記載されているが、法78条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別する事ができるものは記載されていない。また、開示することにより、不正利用を容易にし、当該情報システムにおける事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、又は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条2号、5号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法78条2号該当性について

通番2ないし通番6の不開示維持部分は、貸金台帳、交通事故証明書、診断書等に記載された、審査請求人以外の個人の氏名、医師の印影等である。

当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。なお、通番6には医師の印影が含まれるが、個人の印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法78条1項2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地はない。その他の部分は、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法78条2号、5号及び7号柱書き該当性について

通番1の不開示維持部分は、公共職業安定所長宛照会文書及び回答文書の記載の一部である。

(ア) 通番1の3頁、4頁、6頁ないし9頁の各2行目に記載された氏名等は、行政機関の使用する情報システムに係る情報であり、これを開示することにより、不正利用を容易にし、当該情報システムにおける事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定できない。

したがって、当該部分は、法78条7号柱書きに該当し、同条2号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番1の5頁の不開示維持部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人以外の個人の雇用保険被保険者資格に係る情報である。

当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、法78条2号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 付言

処分庁は、本件開示請求を受けて特定した行政文書の名称として、本件開示請求書に記載された文書名と同一の文書名を本件開示決定通知書に記

載した上で、本件対象文書を一部開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した行政文書の名称を具体的に記載すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

7 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、本件対象保有個人情報1を保有していないとして不開示とし、本件対象保有個人情報2を法76条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とし、本件対象保有個人情報3の一部を法78条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、和歌山労働局において本件対象保有個人情報1を保有しているとは認められず、不開示としたことは妥当であり、本件対象保有個人情報2は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示としたことは妥当であり、本件対象保有個人情報3につき、諮問庁が法78条2号、5号及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、5号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

本件対象保有個人情報

「特定番号に関わる書類で、審査会議資料及び審査資料「原処分庁が提出した資料（１）～（２４），当審査官が収集した資料（１）～（１２），参与の意見書，特定審査官の本件事件に関わる記載保有書類全て。プライバシーに関する調査権を示す公的書類。」

以上のうち、

- （１）「参与の意見書」に記録された保有個人情報
- （２）「プライバシーに関する調査権を示す公的書類」に記録された保有個人情報
- （３）その余の保有個人情報

を、それぞれ本件対象保有個人情報１，本件対象保有個人情報２及び本件対象保有個人情報３という。

別表 不開示情報該当性

1 文書番号、文書名及び頁		2 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分			3 2 欄のうち開示すべき部分	
		該当部分	法78条各号該当性	通番		
3	給付調査復命書	1～4	2頁14行4文字目ないし18行目、3頁8行目30文字目ないし13行目	新たに開示	—	—
7	公共職業安定所長宛照会文書及び回答文書	1～9	①2頁ないし4頁、6頁ないし9頁(②を除く。)	新たに開示	—	—
			②3頁、4頁、6頁ないし9頁の各2行目氏名等、5頁不開示部分	2号、5号、7号柱書き	1	5頁1行目ないし12行目(6行目8文字目ないし14文字目を除く)、監督署受付印
1	賃金台帳0	1	第三者の氏名・印影	2号	2	—
1	交通事故証明書	1	第三者の氏名・印影	2号	3	—
1	損害賠償等につき回答文書	1～4	1頁及び3頁 第三者の氏名・印影・住所	2号	4	—
1	診療費損害明細	1～2	1頁及び2頁 第三者の氏名	2号	5	—
1	診断書	1	①特記事項欄中8行目28文字目ないし9行目38文字目、15行目ないし17行目(②を除く)	新たに開示	—	—
			②第三者の氏名・印影	2号	6	—

2 7	住民票	1～2	請求人以外の部分	新たに開示	—	—
--------	-----	-----	----------	-------	---	---

注 原処分において不開示部分のない，文書番号1（休業補償給付支給請求書），文書番号2（通知書），文書番号4（履歴事項全部証明書等），文書番号5（労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書申告書），文書番号6（年金事務所長宛照会文書及び回答文書），文書番号8（市長宛課税証明書交付依頼書及び回答書），文書番号9（システム検索画面），文書番号11（出勤簿），文書番号12（第三者行為災害届），文書番号14（交通事故発生届），文書番号15（損害保険株式会社宛照会文書），文書番号18（特定病院長宛意見書依頼書），文書番号20（特定個人に係る休業補償給付不支給決定処分取消審査請求事件と題する文書），文書番号21（請求人宛聴取依頼書），文書番号22（申立書），文書番号23（特定事業場宛確認事項の回答依頼書），文書番号24（在職証明書），文書番号25（履歴事項全部証明書等），文書番号26（電話聴取書）の記載は省略した。